

令和5年第5回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年5月11日(木) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉
松野 芳正 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉 ・ 河田 均
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 慎一 ・ 西垣 隆
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝

欠席委員

櫻井 宏 ・ 野々村 貢 ・ 山口 貴範

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 岸野 治郎 ・ 神山 肇
酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美
永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 本田 忠男
眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三
山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長 三嶋 克之 副主幹 佐藤 智香
主査 吉村 雅子 主査 中村 修
副主査 池場 由佳 主任 三輪 幸
主事 桂川 裕貴

議 事

- 議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 27 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 29 号 令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価結果について
-
- 報告第 15 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 16 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和5年第5回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議案に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。

それでは、議席番号12番江崎美咲委員、議席番号13番村木愼一委員の両委員、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第26号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転11件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第26号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。

今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

それでは、2ページをお願いします。

1番、北長森地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

2番、同じく北長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番、木田地区の申請は、農業経営開始のための所有権移転です。

4番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、方県地区の申請は、農業経営開始のための所有権移転です。

6番及び7番、西郷地区の申請は、農業経営合理化のための所有権移転です。

8番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4ページをお願いします。

9番、市橋地区の申請は、農業経営合理化のための所有権移転です。

10番、合渡地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

11番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 26 号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1 番及び 2 番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

1 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
4 月 6 日に現地確認を行いました。
申請地では、水稻を栽培される予定です。
受人は、これまでも耕作権により申請地を耕作しており、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

2 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
こちらは 4 月 28 日に現地確認を行いました。
申請地では、水稻を栽培される予定です。
受人は、今回の申請地の隣地を所有しており、また他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、3 番、木田地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

3 番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。
申請地では、水稻を栽培される予定です。
受人は、渡人の弟であり、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、4 番、黒野地区及び 5 番、方県地区は、事務局から説明いたします。

吉村主査

4 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。
4 月 19 日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、申請者と共に、現地立会いを行いました。
申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

続きまして5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

4月24日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

受人は農業経営の開始にあたり、近隣で耕作している家族の指導を受けながら、申請地では栗を栽培される予定です。

申請地周辺は水はけが悪いため、整備を行いたいとのことでしたので、必要な手続きを行うことを確認しました。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番から8番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

6番及び7番の申請は、農業経営の合理化のために、お互い耕作地から近い農地に交換するものです。

4月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地は6番、7番ともに柿畑であり、引き続き柿を栽培される予定です。

8番の申請は、農業経営の拡大のために田を譲り受けるものです。

4月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

受人は申請地周辺で耕作を行っており、今回の申請地では水稻を栽培される予定です。

いずれの受人も、地域の取り決めなど十分理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9番、市橋地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎委員

9番の申請は、農業経営を拡大する受人へ田を譲り渡すもので、共有で所有していた農地の持分を変更し、受人の単独所有にするものです。

受人は、申請地の近隣にお住まいです。

申請地は、これまでも受人が適正に管理を試みています。
地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、10番、合渡地区は、村木慎一委員、お願いします。

村木委員

10番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ、畑を譲り渡すものです。
申請地では、枝豆を栽培される予定です。
受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えています。

議長

ありがとうございました。
続きまして、11番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

11番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。
4月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。
申請地は柿畑であり、引き続き柿を栽培される予定です。
受人は、地元の認定農業者で、地域の取り決めなども十分理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
議案第26号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

古田委員

はい。

議長

古田委員、どうぞ。

古田委員

3番、5番について、いつから0平方メートルでもよくなったのですか？以前は3反というのがあったかと思うが、今年の春から国が0平方メートルで良いと言ったのを即採用したのですか？

議長

事務局説明をお願いします。

吉村主査

これまでは岐阜市の下限面積 3,000 平方メートル以上耕作していなければ許可の基準を満たさないということで判断しておりましたが、令和 5 年 4 月 1 日から農地法の改正により下限面積が撤廃されましたので、面積については要件として見ておりません。

古田委員

要するに、誰でも農地を所有していなくても農地を買えるということですか？

吉村主査

下限面積は撤廃されましたが、そのほかの農地を効率的に使用すること、必要な農作業に常時従事すること、周辺の農地利用に支障がないことの 3 点は許可基準としてありますので、こちらの確認はしております。

古田委員

5 番の説明の中で、「農地を適正に管理されております」と説明がありましたが、農地がないのにどうやって適正に管理するのですか？

吉村主査

「今後適正に管理すること」を確認しましたということです。

議 長

他に御意見等ございませんか。

奥 村農地利用
最適化推進委員

はい。

議 長

はい、どうぞ。

奥 村農地利用
最適化推進委員

農業経営の拡大、安定、合理化、これらの言葉について、定義はありますか？

議 長

事務局説明をお願いします。

吉村主査

農業経営の安定ですと、例えば、申請番号 1 番と 10 番は、すでに貸借によりこちらの土地を耕作されていた方が、所有権移転で農地を譲り受けるものですので、拡大ではなく、農業経営の安定としています。

奥 村農地利用
最適化推進委員

農業委員の方がここで説明しないと、皆さん分からないのではないかと思うのですが。

吉村主査

営農状況の説明の中で「耕作権により以前から耕作している」というようなご説明はいただいているのですが、確かにこういう理由で「安定です」、このような理由で「合理化です」という内容の説明は必要かと思えますので、今後は説明の部分に含めさせていただきたいと思えます。

議 長

議案第 26 号について、他に御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 26 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 27 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、3 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第 27 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。
6 ページの総括表をご覧ください。
今回は、2 件、388 平方メートルです。
7 ページをお願いします。
1 番、黒野地区の申請は、看板用地に転用するものです。
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。
よって許可し得るものです。
2 番、網代地区の申請は、農業用倉庫及び通路に転用するものです。
申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるため、第 2 種農地と判断します。
第 2 種農地ではありますが、転用目的が農業用施設であることから、許可し得るものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 27 号について説明を受けました。
議案第 27 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 27 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、使用貸借による権利の設定 2 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第 28 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

9 ページの総括表をご覧ください。

今回は、2 件、合計 820 平方メートルです。

10 ページをお願いします。

1 番、鷲山地区の申請は、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるため、第 2 種農地と判断します。

第 2 種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

2 番、西郷地区の申請は、農家住宅に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 28 号について説明を受けました。
議案第 28 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

林(明)委員

はい。

議 長

林明委員、どうぞ。

林(明)委員

1 番の場合、面積が 500 平方メートルほどありますが、一般個人住宅の面積に対する制限はありませんか？

議 長

事務局説明をお願いします。

吉村主査

今回の 1 番の申請について、開発許可等に関しては制限があるかもしれませんが、農地法に関して面積に対する制限はございません。

林(明)委員

面積が広いので、いつの間にか 2 つに分かれてしまうことともあり得るのですか？

館林委員

はい。

議 長

館林委員、どうぞ。

館林委員

都市計画法では 500 平方メートルまでは許可の範囲内ですが、500 平方メートルを超えると、開発審査会の案件になるので、500 平方メートルが条件と一般的に思われています。許可の面積については、その方に対しての許可になるので、それを 2 つに分けるということはできないです。もし 2 つに分けても、そのあとどなたかが土地を使うということとはできないので、現実的には無理だと考えてよいと思います。

林(明)委員

都市計画法で駄目だということですか？

館林委員

そうです。

議 長

議案第 28 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 28 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 29 号令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価結果について、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

議案第 29 号について、説明いたします。

12 ページをご覧ください。

4 月にご説明いたしました「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の「Ⅱ最適化活動の実施状況」の最後に記載してあります「推進委員等の点検・評価結果」について、委員ごとに集計し、目標に対して点検評価した結果となります。

集計の元となるのが、お手元にお配りしております資料の別紙様式 3 「令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」です。毎月提出いただいております活動記録簿の活動日数等と最適化活動の達成状況により、点検・評価し、「2 農業委員会による点検・評価」の「全体としての評語」の結果を集計したものとなります。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 29 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 29 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 15 号から第 17 号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、報告第 15 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について、説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

14 ページをお願いします。

届出は、36件、合計63,585.54平方メートルです。

続きまして、報告第16号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

16ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、5件、合計904平方メートルです。

明細は、17ページです。

続きまして、報告第17号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

19ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、47件、合計23,795.22平方メートルです。

明細は、20ページから31ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和5年4月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

館林委員

はい。

議長

館林委員、どうぞ。

館林委員

3条の見方を教えていただきたいのですが、3ページの8番、経営面積が310平方メートルで、貸付地が28,137平方メートルあるということは、この方は28,137平方メートルは自分で耕作されていないで、この方が耕作されているのは310平方メートルということでしょうか？

吉村主査

8番の受人は地元で農地所有適格法人の代表をされておまして、その農地所有適格法人に個人の土地を貸し付けており、個人としての経営面積は310平方メートルとなっておりますが、残りの貸し付けた農地について、法人の代表として耕作されているという形です。

議 長

他に何かございますか。

議 長

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 30 分閉会を宣す。